三重の森林づくり
実施状況報告書

（平成２７年度版）

平成２８年９月

三　重　県

目 次

第１章　トピックス……1
Ⅰ　伊勢志摩サミットにおける県産材の活用……2
Ⅱ　ＣＬＴによる県産材の新たな利用拡大に向けた取組……3
Ⅲ　県産材の輸出が拡大しています……4
Ⅳ　林業と福祉との連携に取り組んでいます……5
Ⅴ　「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく事前届出制度……6
Ⅵ　「木の駅プロジェクト」の取組が拡がっています……7
Ⅶ　低コスト造林の取組が始まっています……8
Ⅷ　木育（もくいく）の取組が進んでいます……9
Ⅸ　伊勢志摩国立公園が指定７０周年を迎えます……10
Ⅹ　林業研究所の取組について……11

第２章　実施状況……12
Ⅰ　基本方針１：森林の多面的機能の発揮……13
　１　森林の整備及び保全……14
　(1) 環境林整備の促進……14
　(2) 生産林整備の促進……14
　(3) 県行造林地の適切な管理の推進……15
　(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進……15
　(5) 災害に強い森林づくりの推進……16
　(6) 野生鳥獣との共生の確保……16
　(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化……17

　２　森林の区分に応じた森林管理の推進……18
　(1) 市町等と連携した森林管理の推進……18
　(2) 森林資源データの整備と情報提供……18
　(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究……18

Ⅱ　基本方針２　林業の持続的発展……19
　１　林業及び木材産業等の振興……20
　(1) 森林施業の集約化の促進……20
　(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進……20
　(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進……21
　(4) 特用林産の振興……21
　(5) 効率的な木材生産のための研究……22

　２　担い手の育成及び確保……23
　(1) 林業の担い手の育成・確保……23
　(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化……23
　(3) 山村地域の生活環境の整備……24

目 次

３　県産材の利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（1）県産材の新たな販路開拓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（2）県産材利用に関する県民理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（3）信頼される県産材の供給の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（4）木造住宅の建設の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（5）公共施設等の木材利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（6）木質バイオマスの有効利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（7）新製品・新用途の研究・開発の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

Ⅲ　基本方針３　森林文化及び森林環境教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
１　森林文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（1）新たな森林の価値の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（2）森林を活かした連携交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（3）里山の整備及び保全の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（4）森林文化の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

２　森林環境教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（1）森林の役割に関する県民理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（2）森林とのふれあいの場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（3）森林環境教育の効果的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

Ⅳ　基本方針４　森林づくりへの県民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
１　県民、ＮＰＯ、企業等の森林づくり活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（1）森林づくり活動への県民参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（2）幅広い県民参画の機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（3）身近な緑化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
２　森林づくりの意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（1）三重のもりづくり月間の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

Ⅴ　主な施策と予算・・39

参考資料 ・・・41
Ⅰ　三重の森林づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
Ⅱ　三重の森林づくり条例基本計画２０１２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
Ⅲ　三重の森林づくり条例基本計画２０１２の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
Ⅳ　用語解説・・・54

第1章　トピックス

Ⅰ　伊勢志摩サミットにおける県産材の活用

平成28年5月26～27日、志摩市で主要国首脳会議 Ｇ７伊勢志摩サミット が開催され、首脳会議や国際メディアセンターなどで県産材が用いられたことにより、「三重の木材の美しさ、品質の高さ」が世界に発信されました。

１　国際メディアセンター（IMC）

伊勢志摩サミットを取材する報道関係者の情報発信拠点となる施設として、県営サンアリーナから少し離れた場所にIMCアネックス（鉄骨２階構造、約8,000m^2）が建設され、国内外の多くの報道関係者に利用されました。

アネックス本棟では、建物内部の階段まわりの化粧ルーバーや窓枠、ダイニングスペースの天井まわり、壁まわり(幕板、天井竿)、建物外部のルーバー下見板(壁)など、木工事箇所にはすべて県産材が使用されました。

また、建物以外でも、渡り廊下やウッドデッキ、木製フェンス等の部材には県産のヒノキやスギが使われ、木材で「和」を表現した造りとなりました。

IMCアネックス全景

IMC　渡廊下

２　三重県情報館

IMC内に設置された三重県情報館では、施設の中央に尾鷲ヒノキ（FSC認証材）を使用したステージ（檜の舞台）が設置され、「伝統と革新～“和”の精神～」を基本コンセプトに、三重県の魅力が「食」「自然」「歴史・文化」など五分野に分けて展示・実演により紹介されました。

三重県情報館　檜の舞台

３　首脳会議用円卓、椅子等

各国首脳らが囲んだ円卓や椅子、首脳を補佐するシェルパの机、国名席札、ペン皿、コースター等には尾鷲ヒノキ（FSC認証材）が使用されました。

首脳会議用円卓

４　様々な場面での木製品の活用

サミットに向けた歓迎機運を盛り上げるため、県産ヒノキで製作された「カウントダウンボード」が行政機関、商業施設等に設置されました。また、配偶者プログラムで使用された昼食会用のテーブル・椅子、贈呈品の木箱やメッセージフレームも県産材を用いて県内の職人たちの匠の技により製作されたほか、IMC内の食堂には県産スギの割箸が置かれるなど、県産材を使った製品が様々な場面で活用されました。

Ⅱ　CLTによる県産材の新たな利用拡大に向けた取組

木材を利用した建設といえば、これまでは住宅が主なものでしたが、人口減少社会を迎え、住宅着工数は長期的には減少すると予想されています。

このような中、県内から生産される多様な木材の需要を拡大するため、CLTなど新たな用途の開拓に向けた取組が進んでいます。

1　CLTの概要

CLTは、平成7年頃からオーストリアを中心に発展してきた新しい木質構造用材料で、日本では平成25年12月にJAS（日本農林規格）が制定されました。JASでのCLTの名称は「直交集成板」と呼ばれ、木材の新たな利用法として、これまで木造では建てられてこなかった中・大規模や中層の非住宅の建物への利用が期待されています。

CLTのメリットとして、寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱、遮音、耐火性を持つことや、持続可能な木質資源を利用することによる環境性能の高さなどが挙げられます。また、CLTパネルを用いた工法は、施工性の高さや、RC造などと比べた場合の軽量性も大きな魅力となります。

※ CLTとは、Cross Laminated Timberの略称で、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。

出典:(一社)日本CLT協会ホームページ

2　CLTの普及に向けた県内の動き

(1) 平成26年8月、伊勢市内に県内で初めてのCLTを用いた建物が完成しました。

(2) 平成27年10月9日「三重県CLT協会」が発足し、平成28年6月現在、会員77社のほか、松阪市と三重県が特別会員として加盟しています。

研修会の開催やメールマガジンの発信などを通じ、CLTの正しい知識や最新情報を共有するとともに、関係機関の連携・協力体制を築きながら、三重県におけるCLTの在り方を検討しています。

三重県CLT協会設立総会

(3) 平成27年12月、伊勢市内にCLTを用いた国内で最初の住宅が完成しました。

CLTを使用した国内初の住宅の建築

3　CLTの普及に向けた国内の動き

平成28年4月、CLTを用いた一般的な設計法等に関して、建築基準法に基づく告示が公布、施行されました。

これにより、構造部材として用いるCLTパネル工法の建築について、告示に基づく構造計算等を行うことにより、大臣認定を個別に受けることなく、建築確認による建築が可能となり、準耐火構造で建築が可能な３階建て以下の建築物については、防火被覆無しでCLTを用いることができるようになりました。

Ⅲ　県産材の輸出が拡大しています

平成25年度以降、中国等における木材需要の増加や韓国におけるヒノキブーム、為替が円安に移行した状況等を背景に全国の木材輸出量は増加しています。

三重県においても、平成27年2月に四日市港から韓国に向けて内装用の県産材原木が輸出されるなど、県産材の本格的な輸出が始まりました。

県は、木材輸出を県産材の販路のひとつとして位置づけ、平成26年3月に設立された三重県農林水産物・食品輸出促進協議会林産部会の輸出拡大を図るための取組を支援しています。

１　海外における木材需要調査の実施

海外における木材需要の動向を把握するため、韓国、中国、台湾において、木材関係事業者への聞き取り調査を実施し、木材の需要状況、流通経路、取引に関心のある品目・規格・価格、日本産材の印象等の情報を収集しました。

調査の結果、韓国においてはヒノキの強い香りが好まれ、富裕層・中間層向けの高層マンションの床材、腰壁材等に使用されていることがわかりました。

三重県産の原木は品質が良いと高い評価を受けており、韓国は比較的単価の高い原木の需要先として期待されています。

中国、台湾での木材の用途は、梱包用材や土木用資材であり、求められる原木は低質なものに留まっていますが、今後は、より付加価値の高い木材の需要の創出が必要と考えています。

２　木材輸出研修の実施

木材輸出に先駆的に取組んでいる大分県の事業者から講師を招き、木材輸出研修を開催しました。県内の輸出に関心のある木材関係事業者、行政関係者が多数参加し、木材輸出の最新の動向や、海外における木材需要の展望及び輸出拡大に向けた戦略等について理解を深めることができました。

３　中国における現地視察研修の開催

日本木材輸出振興協会と連携し、中国における木材利用事例の視察研修を開催しました。

無錫（ムシャク）市の日本風住宅団地や、中国大手木造企業のモデルハウス展示場の視察を行い、中国における県産木材の需要開拓の可能性について検討を行いました。

無錫（ムシャク）市の日本風木造住宅団地

４　今後の対応

平成27年度は、中国に1,141m^3、台湾に351m^3、韓国に241m^{3}と合計1,733m^{3}の県産材が輸出されました。

今後は、これまでの取組を踏まえ、品質の良いヒノキなど、付加価値の高い木材の輸出拡大に取り組んでいきます。

朱色の刻印により産地の差別化を図っている

Ⅳ　林業と福祉との連携に取り組んでいます

障がい者の雇用機会の拡大が社会的に求められている中で、一次産業の分野における担い手不足の問題も併せて解決する方策として、農林水産事業者と福祉事業所との連携が進められています。

農業分野では他分野に先だって農福連携の取組が進められており、障がい者が農業に高い適性を示す事例や、福祉事業所の農業参入が進んでいます。

これらの成功事例を受け、林業分野においても福祉との連携に向け取組を進めています。

１　林福連携の取組

林業分野では、平成26年度に、障がい者就労の機会の創出に向けて実態調査を実施したところ、林業と福祉ではこれまで接点が少ないため、関心はあるものの情報不足による不安が大きいという実態がわかりました。

調査結果を受け、平成27年度は、農業と作業の内容や現場条件が似ている林業用の苗木生産の分野において、生産者と福祉事業所の双方に知る機会を提供し、相互理解を進めるための取組を行いました。

(1) 苗木生産事業者との勉強会の開催

県内の林業用苗木を生産する事業者を対象として、福祉事業所と連携する際に考えられる課題や、取組の進め方、今後の可能性等について意見交換を行いました。

また、事業者の雇用状況、繁忙期など人手不足になる時期、福祉事業所との連携についての意向等の把握のため、アンケート調査を実施しました。

(2) 林業と福祉のマッチング

福祉事業所との連携を行う意向を示された事業者と、作業内容について検討した結果、苗木の出荷の際に行われる仮植作業であれば、障がい者の従事が可能ではないかと考え、福祉事業所に対して仮植作業の内容について詳細に説明した上で、両者の希望する作業時期、従事する人員数、作業の方法等の調整を行うなどマッチングに取り組みました。

(3) 職場体験会の実施

マッチングの取組の結果、林業用苗木生産現場での仮植作業について障がい者（5名）による職場体験が実施されました。

障がいの種類は知的、精神、身体障害と様々でしたが、事業者の指導を受けながら仮植作業のうち掘り取り作業を中心に、クワなどを使った作業にも取り組みました。

掘り取り作業は、説明を受ければ比較的容易に作業を始めることができ、出来栄えも十分なものでした。

掘り取り作業の様子

２　今後の取組

今後は、作業に習熟するなかで作業効率を高めていく必要があることなど、課題もありますが、今回の職場体験会を通じて得られた知見を基に、林業用苗木の生産分野において取組を拡大していくとともに、木工等の他の分野においても林福連携の取組を進めていきます。

Ⅴ 「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく事前届出制度

水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、平成28年1月1日から「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく、水源地域の土地取引の事前届出制度が始まりました。

1　条例の概要

(1) 水源地域（事前届出が必要な地域）とは

民有林のうち、水源のかん養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域で、地域森林計画の対象となっている民有林を対象に、市町の大字単位で指定しています。

(2) 特定水源地域とは

水源地域のうち、水道事業の水源地など、特に保全する必要のある地域のことで、地域森林計画で設定された林班単位で指定しています。

水源地域と特定水源地域の指定図（三重県版）

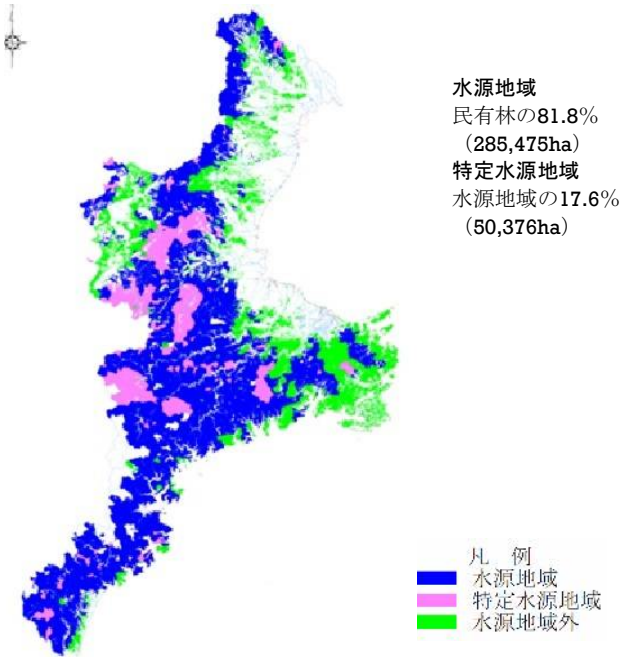

※市町ごとの水源地域等の一覧については、県ホームページ「三重の森林づくり」内でご確認いただけます。

2　事前届出制度の概要

(1) 届出対象

売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権に関する契約（相続は除きます）

(2) 届出者

土地所有者など土地の権利をお持ちの方

(3) 届出期日

契約を締結しようとする日の30日前

(4) 届出内容

契約の当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積、所有権等の種別、利用目的など。

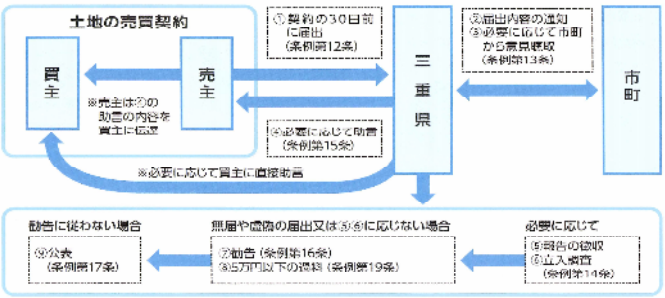

3　制度の周知について

県・市町の広報誌や、テレビ、ラジオなどのメディアを活用した広報活動のほか、事前届出制度が開始したことを契機として、平成28年1月9日に、三重県総合文化センターで国土政策フォーラムin三重「森と水の循環を考える～水源地域の保全に向けて～」を開催しました。当日は、公益財団法人東京財団研究員兼政策プロデューサー吉原祥子氏による「森林の不明化の危機～失われる国土～」と題した基調講演の後、「森と水の循環を考える～水源地域の保全に向けて～」と題してパネルディスカッションを行いました。

国土政策フォーラムin三重「森と水の循環を考える」

今後も引き続き、各種メディア等を活用した広報の他、土地取引の関係団体への説明やイベントでのPRなど、条例の意義や制度が広く周知されるよう取り組んでいきます。

Ⅵ 「木の駅プロジェクト」の取組が拡がっています

「木の駅プロジェクト」は、森林所有者等がこれまで間伐して切り捨てられていた木材（未利用間伐材）等を軽トラックなどで「木の駅」と呼ぶ集積場に持ち込み、量や重さに応じて地域通貨等に交換することで対価を得る取組です。

得られる対価は必ずしも多いとは言えませんが、山がきれいになると共に僅かでも収益があり、地域通貨等を導入することで地域の経済活動が活性化し、地域振興にもつながる取組として注目されています。

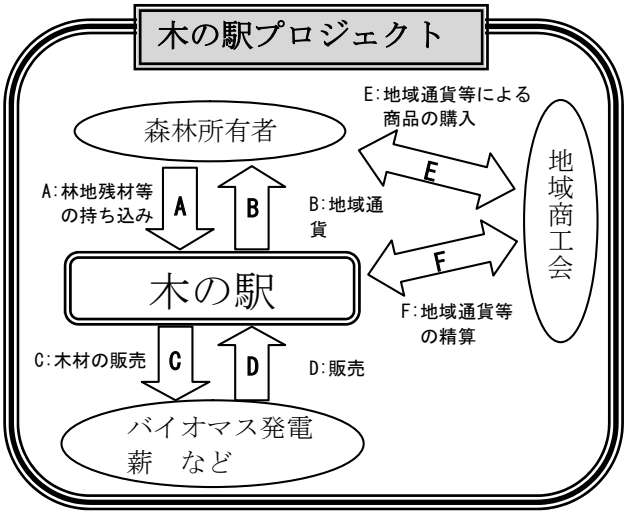

1　県内の取組状況

県内では、地域の林業関係者と林業普及指導員が連携し、平成24年頃から伊賀地域（伊賀市・名張市）において試験的に取組が始められました。

現在では、木質バイオマス発電所の稼働による未利用間伐材等の需要増加を背景に松阪市の「森林活（もりかつ）プロジェクト」など、６地域でこうした取組が行われており、平成27年度は全体で約3,700tの未利用間伐材等が集まりました。これらは、木質バイオマス発電や熱利用の原料などに有効活用されています。

◆三重県内での取組

①伊賀市、名張市：「未利用間伐材買取」
②松阪市：「森林活プロジェクト」
③大台町：「みやがわ木の駅プロジェクト」
④津市：「木の駅白山」
⑤津市：「未利用間伐材買取」
⑥多気町：「多気町木質バイオマス地域集材制度」

2　県による支援等

平成27年度は、木の駅プロジェクトの活動を活発化させるため、新たに自伐林家の意欲向上に向けた木の駅プロジェクト推進事業を実施し、森林所有者等に間伐や搬出技術の研修を行いました。

搬出技術研修の実施状況

平成28年度は、「木の駅プロジェクト」の取組を県内に広げていくため、先進地域の取組事例を学ぶ研修会の開催や、林業普及指導員が地域の合意形成や販路の確保など必要な体制づくりをサポートしていきます。また、多様な主体による自伐型林業を活性化させることを目的とした自伐型林業活動促進事業では、「木の駅プロジェクト」に参加する森林所有者等も含め、間伐や木材搬出の技術研修等を実施することとしています。

松阪市「森林活プロジェクト」集材状況

Ⅶ 低コスト造林の取組が始まっています

素材生産量の増大に向け、主伐・再造林を促進させるため、課題となる主伐後の植栽及び初期保育にかかるコストを低減させる育林方法（低コスト造林）の取組が始まっています。

１　低密度植栽の普及

低密度植栽は、植栽本数が少ない分、植栽経費及びその後の間伐等の保育手間を低減できることや、近年は高級材よりも並材の需要が高まっており、低密度で並材を生産することが時代のニーズに合っている、といった理由から、低コスト造林技術の一つとして注目されています。

県では、低密度植栽を県内に浸透させるため、平成27年度より国の事業を活用し、植栽本数が約2,000本/ha以下の針葉樹植栽を優遇的に補助する「低コスト造林推進事業」を開始しました。これにより、平成28年3月末時点では、松阪市、紀北町など８市町で約67haの低密度植栽が実施されました。

低密度植栽実施箇所（熊野市）

２　一貫作業システム及びコンテナ苗の導入

近年、時期を選ばずに植栽が出来るコンテナ苗の登場により、主伐と再造林を一体的に行い、植栽コストの低減を図る「一貫作業システム」が全国的に注目されています。しかし、コンテナ苗の価格は普通苗の1.5～2倍と高いことや、活着性や作業性の検証ができていないことなどから、三重県内では一貫作業の導入は進んでいない状況です。

このため、県では普及に向け、平成26年度から、林業研究所でスギ300本、ヒノキ1,000本のコンテナ苗を試験的に生産し、その生産方法等についての研究を進めています。

また、林業研究所で生産した苗木を、平成27年度に大紀町など県内３箇所で植栽し、生育状況等の調査も行っています。

コンテナ苗の生育状況調査の様子（大紀町）

今後は、これらの試験結果のほか、他県の事例や文献等をもとに効率的な実施方法等を検討したうえで、一貫作業システムの普及に取り組みます。

平成27年度低コスト造林推進事業実績

市町	面積（ha）
津市	3.44
松阪市	24.43
大台町	1.58
大紀町	5.58
尾鷲市	8.20
紀北町	15.91
熊野市	2.83
紀宝町	4.65
合計	66.62

Ⅷ　木育（もくいく）の取組が進んでいます

「木育」とは、子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動のことです。

１　県内での取組状況

平成26年度の「みえ森と緑の県民税」の導入を契機に、県内でも木育に取り組む市町がでてきました。代表的な事例として、伊賀市内の乳幼児全員に木製の箸やスプーンを配布する「伊賀市ウッドスタート事業」があります。他にも、児童館への木製遊具の配備や、学校において親子で学習机を組み立てる取組などが行われています。

２　県による取組

県においても、平成27年8月に開催したシンポジウム「はじめよう、ひろげよう、みえのもくいく」をキックオフとし、３つの目的のもと、木育の取組を進めています。

(1) 木づかいで、子どもの感性を磨く

感性を豊かに育てるための乳幼児期に木製玩具や木製遊具に触れることで、子どもたちに本物の良さを知ってもらうとともに、物を大切に扱う意識を育みます。

(2) 森林を学ぶ機会の場の創出

普段、森林に触れる機会の少ない地域において、木育を通じて森林を学ぶ機会を設け、森林への関心を高めていきます。

(3) 県産材の有効活用

県産材の活用は、住宅や建築物に注力されてきましたが、木の持つ良さの理解を深めるには、より人と密接な場所での木材利用が求められます。木製玩具や木製遊具に触れる「木育」を通じて、人と建物の間をつなぐきっかけづくりを行います。

３　木育を進める３つの要素と取組概要

「人づくり」、「ものづくり」、「場づくり」の３つの要素に基づき取組を進めています。

(1)「人づくり」では、学校などでの出前授業において木育に取り組みました。また、指導者の養成として、実践の場である「森の学校」での木育の実施や、木育インストラクター養成講座を開催しました。

(2)「ものづくり」では、県内のものづくり企業であるNTN株式会社桑名製作所と連携し、三重の木のボールプール「もりぼーる」の製作を行いました。また、県内在住の木工作家と連携し「ー三重の木と作るー三重の木工家の子どもクラフト展」を開催しました。

「もりぼーる」で遊ぶ子ども達（森林フェスタ in鈴鹿）

(3)「場づくり」では、三重県産の木を使ったキッズスペース「ミエトイ・キッズスペース」の開発や、近鉄の観光列車「つどい」車内での木育の展開を行いました。また、木育の取組を広く知っていただくために、三重県産木製遊具を活用した「ミエトイ・キャラバン」を各地で行いました。

ミエトイ・キッズスペース

Ⅸ　伊勢志摩国立公園が指定70周年を迎えます

伊勢志摩国立公園は、自然の美しさと、人々が育んできた豊かな歴史・文化が融合する魅力が評価され、昭和21年11月20日に国内13番目、戦後では初めて国立公園に指定され、平成28年11月に指定70周年を迎えます。

日本を代表する景観を有し、海女文化や伊勢神宮に代表される歴史的な資源が豊富なことに加え、サミットの開催地として選ばれたことで、世界的にも注目を集めています。

１　伊勢志摩国立公園指定70周年記念事業

指定70周年記念事業では、国立公園の価値や魅力の発信による「インバウンドの拡大」と、自慢の地域資源を次世代につなげていくための「若者の育成」を２本柱に、豊かな自然や歴史・文化を生かしたエコツーリズムの取組をさらに加速・発展させ、国内外から人を呼び込む取組を進めていくこととしています。

70周年のポスターに使用した南伊勢町の親子大橋

平成27年度には、海外からの観光客向けの英文ガイドマップ「伊勢志摩でしかできない50のことマップ」の作成・配布、東京で開催された「ツーリズムＥＸＰＯジャパン」への出展等において、伊勢志摩国立公園の魅力を発信したところです。

また、11月には、地元の大学生グループ「あばばい」が企画・運営に携わった「地域資源を活用！U30(アンダーサーティー)シンポジウム」を開催し、伊勢志摩のさまざまな地域資源の活用に取り組む若者たちの事例発表や、伊勢志摩地域の首長たちが熱く意見を交わすトークセッションなどを行いました。

平成28年度においては、ポストサミットの取組として、伊勢志摩国立公園の資源を活用した自然体験型のイベントやエコツアー、スタンプラリー等を切れ目なく展開し、伊勢志摩地域の賑わいを創出していきます。

11月には、指定70周年記念事業の集大成として、また、エコツーリズムの取組の加速・発展に向けたキックオフイベントとして、「伊勢志摩国立公園指定70周年記念式典＆全国エコツーリズム大会in伊勢志摩」を開催し、国内外の多くの方々に伊勢志摩国立公園の魅力を体験していただくこととしています。

２　伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化

指定70周年の記念の年である、平成28年7月に、環境省が進めている「国立公園満喫プロジェクト」において、全国の32箇所の国立公園の中から、伊勢志摩国立公園を含む8箇所が選定されました。

プロジェクトでは、世界を魅了する「ナショナルパーク」として先導的にブランド化を進めていくため、インバウンド増加の取組を計画的・集中的に実施していくこととされています。

伊勢志摩国立公園においても、公園内のビューポイントの保全と活用のための整備や、地域観光を担う人材の育成、Wi-Fi 無料アクセスポイントの増設など、様々なプロジェクトを進めていきたいと考えています。

サミット開催地、そして「ナショナルパーク」としての名に恥じない取組を関係者の皆様と一緒に展開していきます。

Ⅹ 林業研究所の取組について

平成27年度において、林業研究所ではオオイチョウタケ人工栽培技術やミニチュア採種園でのスギ種子生産技術の開発等を進めました。その中で、きのこ生産者や林業家の経営コスト削減に繋がる２つの成果を紹介します。

１　低エネルギー消費型きのこ栽培技術の開発

食嗜好の多様化、健康への関心の高まりから、希少な新しいきのこの需要が高まっています。また、きのこの施設栽培では、夏場の消費電力が大きいため、高温でも栽培可能なきのこの導入が望まれています。

そこで、他の栽培きのこと形状による差別化が容易で、比較的高温条件下でも発生が可能なきのことして、ウスヒラタケおよびタモギタケの菌床栽培について、最適な栽培条件を検討しました。

この結果、ウスヒラタケでは、温度20～24℃で30～50日間培養した後袋の側面をカットし、温度18～21℃の条件下で発生させると、タモギタケでは温度20～24℃で20～40日間培養した後袋の上部をカットし、温度21～24℃の条件下で発生させると良いことが分かりました。

このことから、いずれのきのこも夏場に培養、発生温度を高くし、冬場に培養、発生温度を下げることにより消費電力の削減に効果があることが判明しました。

この結果をもとに、生産者のための栽培指針を作成しました※。

タモギタケの発生状況

※ 指針・リーフレットは、三重県林業研究所のHPからダウンロードできます。

２　ヒノキ低密度造林における初期保育コスト低減技術の開発

人工林の主伐後の再造林を促進するため初期保育コストを低減するための技術開発が求められています。県内4箇所にヒノキ低コスト育林実証試験地を設け、植栽木の成長について植栽後4～6年間の追跡調査を行いました。これまでの調査結果をもとに、植栽木の初期成長に及ぼす①下刈り、②植栽密度、③苗木種類、④獣害防護柵の影響を評価したところ、次のとおりとなりました。

①**下刈り**・・下刈りを省略した場合、成長が 遅れるが樹形異常は少なく、木材生産が期待できる森林を育成できる可能性がある。但し、無下刈り地で今後も順調に成長させるためには除伐が必要。

②**植栽密度**・・植栽密度（1,000～2,000本/ha程度）は生存率や成長にほとんど影響しない。

③**苗木種類**・・実生苗の活着と成長が優れていること、挿し木品種よりも樹冠成長が速いことから、低密度植栽には実生苗の使用が適当。

④**獣害防護柵**・・シカ高密度地域において、獣害防護柵あるいは単木防護資材の設置は不可欠。

これらの条件を満たすことで、低密度造林で下刈りを省略してヒノキを育成できる可能性があることがわかりました。

この研究成果が低コスト造林に取り組む林業事業体の参考となるよう、リーフレットにとりまとめました※。

ヒノキ無下刈り試験地（6年生）

第2章　実施状況

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。 このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成27年度	平成27年度	平成37年度
間伐実施面積 （H18からの累計）	75，894ha	84,000ha	140,000ha
〔平成27年度実績〕	〔5，196ha〕		

※目標値は2006年度（平成18年度）以降の間伐実施面積の累計としました。

【平成27年度評価】

平成27年度は森林環境創造事業、治山事業、造林事業及び、みえ森と緑の県民税を活用した事業などにより、5,196haの間伐等が実施されました。

この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計は75,894haとなりましたが、目標としていた84,000haを達成することはできませんでした。

平成24年度を境に、本格的に「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換が行われ、予算規模の伸びが見られない中で、事業単価が約3倍程度に増加したことにより、単年度当たりの間伐面積は、伐捨間伐が主体であった平成23年度以前と比較して大きく減少した状態が続いています。その結果、平成18年度からの累計においても目標を下回る結果となりました。なお、平成27年度については、非公共事業の未利用間伐材利用促進対策等を活用することにより、前年度実績を上回ることができましたが、公共事業予算が減少傾向にあることから、平成27年度の単年度の実績値についても目標を下回る結果となっています。

指標：間伐実施面積（累計）

平成28年度は、引き続き施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、造林補助事業の標準単価の見直しなどにより、間伐実施面積の拡大に努めます。また、モデルとなる特定水源地域において、森林所有者の調査等を行い、特定水源地域の適性な管理を推進するための計画を策定するなど、水源地域の森林の保全と整備に向けた取組を進めます。

1　森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

（1）環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適確な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度の環境林整備は、森林環境創造事業及び環境林整備事業により、植栽3ha、間伐952ha、下刈 26haを実施しています。森林環境創造事業の平成13年度からの着手面積の累計は12,898haとなり、計画面積15,400haの83.8%の進捗状況となっています。

また、認定林業事業体が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う地区森林管理協議会も20市町に設置されています。

なお、環境林における間伐は、森林環境創造事業等のほか、治山事業444ha、市町単独事業等その他343haを含め計1,739haを実施しました。

【地区森林管理協議会設置状況】

地区森林管理協議会設置市町
鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市 多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町 大紀町、度会町、志摩市、伊賀市、名張市 尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

（2）生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

環境林整備のイメージ

間伐放置林

針広混交林

整備された生産林

生産林における間伐材の搬出状況

【平成27年度の取組】

平成27年度の生産林整備は、低コスト造林推進事業を含む国補造林事業により間伐及び保育間伐961ha、植栽104ha、下刈150ha、枝打ち14haなど、また、県単造林事業により間伐及び保育間伐299ha、植栽14ha、下刈20ha、枝打ち4ha等を実施しました。

生産林における間伐は、造林事業等のほか、治山事業236ha、森林整備加速化・林業再生総合対策事業737ha、森林農地整備センター741ha、市町単独事業等その他483haを含め、計3,457haを実施しました。

（3）県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、県内14市町34ヶ所で地上権設定した県行造林地のうち、鈴鹿市内の椿県行造林で、NPOと森林整備について協定を締結し、間伐を実施しました。また、平成24年度にフォレストック認証を取得し、企業等にCO_2吸収量をクレジットとして販売しており、平成27年度は172t-CO_2を販売しました。

県行造林種類別契約状況（平成28年3月末現在）

県行造林の種類	契約件数	面積（ha）	契約期間	分収率（県：所有者）
模範林	12	1,015.25	M39～H75	9:1,5:5,6:4
大礼記念林	5	481.65	S 5～H72	5:5
紀元2600記念林	10	622.98	S25～H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28～H56	5:5
皇太子殿下御成婚記念	6	261.41	S37～H58	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41～H67	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52～H72	6:4
計	51	3,489.91		

八知県行造林（津市）

（4）保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度を適正に運用することにより、森林の適正な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

三重県における保安林の指定状況

区分	面積（ha）	比率
水源かん養	80,183	59.1%
土砂流出防備	42,391	31.3%
土砂崩壊防備	170	0.1%
防風	173	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※11,933	8.8%
風致	79	0.1%
計	135,636	100.0%

※保健保安林は、兼種10,527haを含む。

【平成27年度の取組】

平成27年度には、県内の保安林指定面積は1,271ha増加し、平成27年度末現在、県内の森林面積の約34％にあたる125,109ha の森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、平成27年度に16件、76haを許可しています。

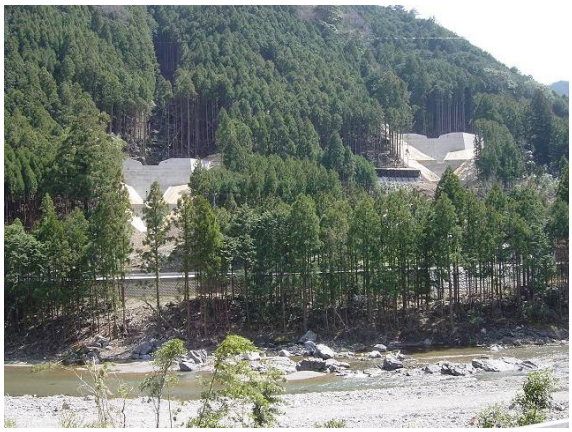

土砂流出防備保安林（大台町）

防風保安林（尾鷲市）

（5）災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

【平成27年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。

平成27年度末現在、山腹崩壊危険地区2,012地区、地すべり危険地区 13地区、崩壊土砂流出危険地区1,994地区となっています。平成27年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は52.0%となりました。

平成27年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）680haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、15市町、45箇所において、流木となる恐れのある危険木4,891m^{3}の除去と、渓流沿いの山腹で、土砂や流木の流出を抑止するための調整伐324haを実施しました。

また、土砂・流木緊急除去事業では、4市町6箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設などに異常堆積して流出の恐れのある土砂31,720m^{3}と、494m^{3}の流木の除去を行いました。

（6）野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

植栽地への防護柵の設置（松阪市）

【平成27年度の取組】

平成27年度の野生鳥獣による林業被害額は 約2億1,100万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約94%を占めています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成27年度は新植地等へ防護柵を52,278m設置しました。（造林事業：47,330m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：4,948m）

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

一方、平成27年度の狩猟登録者数は3,255人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

林業研究所では、主伐後の再造林を進めていく上で障害となっているシカ食害を軽減するため、囲い罠、くくり罠を用いて効率的にニホンジカを捕獲する技術の開発に取り組みました。ヘイキューブ（乾牧草を固めたもの）は年間を通じて誘引効果が高く、囲い罠に取り付けた無線カメラで遠隔監視・操作することにより、ニホンジカの警戒心を高めることなく、継続的な捕獲の実施が可能となりました。くくり罠による捕獲についても、ヘイキューブで誘引することにより、捕獲効率が上がることを確認しました。

移動式囲い罠によるニホンジカの捕獲試験

捕獲されたニホンジカ

（7）森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病害虫について、早急かつ的確な防除を行います。

また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに森林保険への加入を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を25.4ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を11.5m^{3}実施しました。

松くい虫被害及び林野火災発生状況

区　分	松くい虫		林野火災	
	面積（ha）	材積（m^3）	件数	面積（ha）
平成22年度	993	3,122	33	2
平成23年度	946	2,821	43	21
平成24年度	954	2,840	21	1
平成25年度	823	2,528	48	2
平成26年度	758	2,572	46	2
平成27年度	668	2,189	17	0

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

２　森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

（1）市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、北伊勢森林計画区における地域森林計画を樹立するとともに、平成28年度の伊賀森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて調査を実施しました。

平成28年度以降に地域森林計画を樹立する森林計画

区分	森林計画区名	対象市町
平成28年度	伊賀	伊賀市、名張市
平成29年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成30年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市多気町、明和町、大台町、玉城町度会町、大紀町、南伊勢町
平成32年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町

（2）森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林ＧＩＳ等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、森林ＧＩＳの森林資源データの整備を進めるとともに、市町が整備した森林ＧＩＳ等へ森林資源情報の提供を行いました。また、森林施業の集約化に取り組む林業事業体へ森林資源情報の提供を行いました。

（3）森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成27年度の取組】

木材価格の長期低迷、ニホンジカ（以下、シカ）による植栽苗木の食害のため、伐採後に再造林を実施しない事例が増加しています。土砂流出防止機能等の森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるためには、伐採跡地を早期に再森林化させることが必要です。

シカが高密度で生育する津市美杉町内の2カ所の伐採跡地に固定試験地を設置し、天然更新に関わるシカ食害の影響や種子供給源となる母樹の効果を4年間にわたり追跡しました。

隣接広葉樹林の有無に関わらずシカによる過度の採食のため、シカ柵の外側では新たに出現した高木性の後生樹は確認されませんでした。シカ柵の内側では後生樹の個体数及び種数は年々増加し、特に隣接広葉樹が存在する試験地においてシカ柵設置4年後には隣接するアカシデ、イヌシデの種子由来の稚樹が樹高1.5 mを越えるようになりました。後生樹の個体数は先駆性植物であるアカメガシワの個体数の影響が大きいため、アカメガシワを除いて個体数の変化をみたところ、隣接広葉樹が存在する調査地でも後生樹の個体数は1,500本/ha程度に留まっていました。シカが高密度で生育する三重県において広葉樹の天然更新を早期に確実なもの（伐採後5年以内に3,000本/ha以上）とするためには、

①シカ柵を設置すること
②母樹となる隣接広葉樹を保残すること
③鳥散布型の種子をもつ先駆性植物（アカメガシワ等）を有効に活用すること
④主伐前に前生樹を蓄積すること

が重要です。

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成27年度	平成27年度	平成37年度
県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量	303，000m³	402,000m³	498,000m³

※実績値は木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【平成27年度評価】

指標：県産材素材生産量

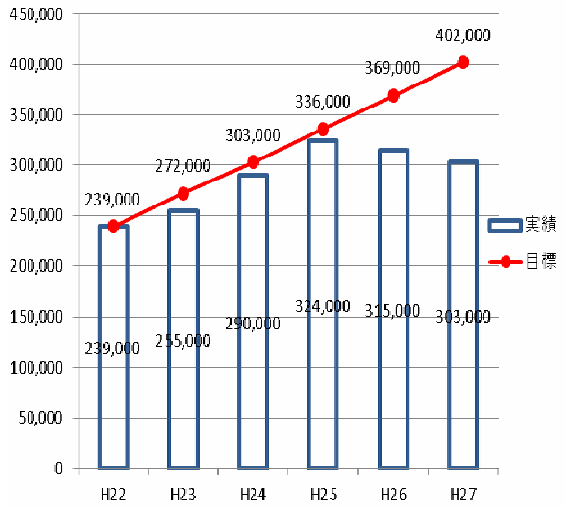

平成27年度は、林業の活性化を図るため、森林所有者の伐採意欲を喚起して主伐を促進するための低コスト造林や、木材流通の合理化と木材の安定供給体制づくり、建築用材や内装材としての県産材の需要拡大など、生産から販売まで川上・川中・川下の一体的な取組を進めてきました。

これらの取組により、「県産材の素材生産量」の実績は303千m3となりましたが、目標である402千m3を下回っています。　木材の用途別の生産量では、木質バイオマス発電用が84千m3で、前年比165％と大きく伸びましたが、建築用材となる製材用が202千m3で対前年85％と落ち込みました。

近年、全国的に製材工場の大規模化・低コスト化が進んでおり、中小製材工場が多い本県の製材品の価格競争力が低下し、建築用材の需要が減少したことが要因と考えられます。価格の安い木質バイオマス需要は増加しているものの、価格の高い建築用材の需要が伸びないため、森林所有者の伐採意欲の向上につながっていない状況にあります。

平成28年度は、低コスト造林や、路網整備、高性能林業機械の導入等による生産性の向上の他、木材流通の合理化と木材の安定供給体制づくりに引き続き取り組むとともに、建築用材の需要を拡大するため、建築士・工務店・製材業者等の連携による6次産業的なネットワークを構築し、「顔の見える家づくり」を広げることで、良質な県産材を消費者に選択していただける仕組みづくりを進めます。あわせて、急激に需要が増加している木質バイオマスの供給量を拡大するなど、山から搬出される木材を梢から根元までフル活用できる木材産業の構築に向け取り組むことで、林業の活性化を進めます。

1　林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

（1）森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

【平成27年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者や林業事業体に指導を行いました。また、境界の明確化や森林所有者等の合意形成を促進し、施業の集約化に取り組みました。

この結果、平成27年度末時点での森林経営計画の作成面積は45,427haとなりました。

森林経営計画の作成面積

管内	作成面積（ha）			計
	林班計画	区域計画	属人計画	
四日市	1,448	82	410	1,940
津	1,128	997	1,169	3,294
松阪	5,104※	4,611	6,325	15,787
伊勢	2,380※	183	6,703	9,263
伊賀	709	800	302	1,811
尾鷲	1,236	225	6,498	7,959
熊野	970※	85	4,327	5,373
計	11,212	4,380	25,734	45,427

※区域計画又は属人計画との重複があるため、面積の合計は合致しません。

（2）原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

あわせて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、全国的な製材工場等の大型化や木質バイオマス需要等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

【平成27年度の取組】

平成27年度は林道事業により、林道開設13路線19工区の路網整備を実施しました。

林道開設　野又越線（紀北町）

また、平成27年8月の台風15号等により被災した林道施設の復旧を支援しました。

林道滝頭線　被災状況（大台町）

林道高代山・大井川線　復旧状況（熊野市）

さらに、がんばる三重の林業推進事業により、14団地（1,165ha）を設定し、1,097haの間伐等を実施して、44,927m3の間伐材等を搬出するとともに、森林整備加速化・林業再生総合対策事業により、林内路網14,786mの開設、高性能林業機械8台の導入を進めることで、搬出コストの低減を図りました。

団地設定及び利用間伐の実施状況

協議会名	団地数	団地面積(ha)	間伐等面積(ha)	搬出材積(m^3)
鈴鹿	1	40	55	4,262
中勢	1	107	229	11,847
松阪・宮川	7	456	377	13,348
いせしま・大紀	4	527	248	11,406
伊賀	0	0	58	1,286
尾鷲	0	0	40	982
くまの	1	35	90	1,796
計	14	1,165	1,097	44,927

高性能林業機械の導入（タワーヤーダ：松阪市）

（3）木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の低コスト化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、木材産業の振興を図ります。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、森林整備加速化・林業再生交付金事業等を活用し、木材乾燥機など、間伐材等加工流通施設等の整備に助成しました。

森林整備加速化・林業再生交付金事業の実績

事業区分	事業量
林内路網整備	14,786m
森林境界明確化	1,481ha
高性能林業機械	8台
木材加工流通施設等整備	3施設
木造公共施設等整備	8施設
木質バイオマス利用施設等整備	2施設
地域材新規用途導入促進支援	5件
未利用間伐材利用促進対策	781ha

（4）特用林産の振興

安全で安心な県産きのこなどの特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためのイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

【平成27年度の取組】

みえの食フォーラム平成27年度三重県栄養改善大会において、三重のハタケシメジの試食品及びパネル展示によるPRを行いました。また、食品関係者らと意見交換を行い、ハタケシメジの利用拡大にかかる普及啓発を行いました。

林業研究所では、きのこ生産にかかるコスト削減を目指して、比較的高温条件

下で栽培可能な商品性の高いきのことして、タモギタケ、ウスヒラタケの菌床栽培における諸条件を解明し、栽培マニュアルを作成しました。

（※詳細はトピックスXを参照してください。）

また、特許出願を行ったオオイチョウタケの人工栽培について、菌糸の培養条件を改良することにより、栽培期間の短縮を図りました。

タモギタケの発生状況

（5）効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業の省力化、効率化に関する研究や、生産・流通・加工のトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成27年度の取組】

効率的な搬出間伐を行うためには現場条件に合った集材機械の選択が不可欠であり、地形や資源情報から集材機械ごとのコストを比較するため、県内ではコスト算定式がまだ作成されていないタワーヤーダについて、ビデオカメラを使用した時間観測調査を行いました。

また、再造林コストの低減策として、伐採時の搬出機械を利用してコンテナ苗を林地に運び込む一貫作業が提案され、全国的にコンテナ苗の生産が進められています。

県内に導入されているタワーヤーダ

コンテナ苗は植栽時期が広がるとされ、種穂に初期成長が優れるエリートツリーや特定母樹を使用すれば、下刈り回数の低減が可能になります。

このため、スギ、ヒノキ特定母樹やエリートツリーの実生1年生コンテナ苗の効率的、安定的な生産を目指して、高発芽率種子の選別方法及びコンテナへの種子の直播きと、育苗箱で発芽させた稚苗をコンテナに移植する方法による栽培研究に取り組んでいます。

スギ、ヒノキの実生コンテナ苗（7ヶ月目）

さらに、育林コストの大部分を占める初期保育コストの低減技術を開発するため、平成22年度より植栽密度、下刈り実施の有無、獣害防護柵の有無別の試験区に、初期成長が優れた系統を含むヒノキ苗を植栽した4試験地を設定して、4～6年間の成長経過を調査しました。

（※詳細はトピックスXを参照してください。）

２　担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

（1）林業の担い手の育成･確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、森林施業プランナー、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター等の人材育成を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促そうと、林業職場体験研修を6校で実施したほか、（公財）三重県農林水産支援センターと連携して就業希望者と事業体とのマッチングを目的に就業・就職フェアを開催しました。

また、林業技能士育成研修（18.5日間）を実施し、4名の研修生が林業に必要な基本的な技能・資格を習得しました。

新規林業就業者数の推移

区分	人数
平成17年度	23
平成18年度	29
平成19年度	45
平成20年度	59
平成21年度	63
平成22年度	84
平成23年度	41
平成24年度	42
平成25年度	41
平成26年度	40
平成27年度	41

成熟しつつある森林資源を活用するため、架線集材などの主伐や再造林に必要な人材の確保・育成に向け、新規就業者の雇用支援や架線集材技術の研修等の実施、高性能林業機械のメンテナンス講習などを行いました。

また、「木の駅プロジェクト」の取組などと連携して、主体的に間伐等を行う自伐林家を育成するために、間伐技術や搬出技術の研修を行いました。

林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成27年の本県での死亡災害は0件でした。また、休業4日以上の被災者数は36名で、平成26年に比較して8名減少しました。

林業労働災害の状況

区分	被災者数（人）	うち死亡（人）
平成17年	103	1
平成18年	84	2
平成19年	72	1
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0
平成24年	70	2
平成25年	47	2
平成26年	44	0
平成27年	36	0

（2）林業経営体、林業事業体の育成･強化

地域林業の担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・強化するため、経営支援や機械化の促進等による経営の改善や基盤強化を進めます。また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の確保を進めます。

【平成27年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が樹立する、労働環境の改善や事業の合理化などを図るための「改善計画」について、2事業体の認定を行いました。

平成27年度末現在、46の事業体が認定林業事業体として認定されています。

（3）山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。

治山事業　復旧状況（大紀町）

治山事業　復旧状況（熊野市）

３　県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通した森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

（1）県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、原木の輸出や住宅以外の木材利用など新たな県産材製品等の需要拡大に取り組みます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、東京で開催された「ジャパン・ホーム＆ビルディングショー」や大阪の「LIVING & DESIGN2015」などに三重県ブースを設置し、木材関係団体等と連携して「三重の木」認証材等のPRを行いました。また、首都圏営業拠点「三重テラス」において、首都圏の建築士等と県内木材産業関係者との商談会等を開催するなど、県産材の販路開拓に取り組みました。

首都圏イベント（ジャパン・ホーム＆ビルディングショー）

木づかい交流会（三重テラス）

三重の木でつくる暮らし展2015

（2）県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や、森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、製材事業者や建築事業者など県内で「木づかい」に関わる方々の仕事へのこだわりや、県産材の特徴などを県のホームページやFacebook「三重の木づかい人」で発信する取組を行いました。なお、この取組は平成27年度に創設された「ウッドデザイン賞2015」のソーシャルデザイン部門でウッドデザイン賞を受賞しました。

ウッドデザイン賞2015

また、県産材の良さを県民に知っていただき、木造住宅等に利用してもらおうと、県木材協同組合連合会、建築・建設関係者、森林・林業関係者など住宅や木材に関わる方々と連携し、「三重の木」でつくる暮らし展2015 を開催するとともに、木育や木材を理解するためのセミナーを合わせて開催し、県産材利用に関する県民理解を促進しました。

（3）信頼される県産材の供給の促進

品質が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、県内の製材工場や建築事業者等を対象にCLTや横架材などに関する研修会や木材産業関係者による意見交換会を開催しました。また、工務店等に県産材をPRするための冊子「三重県産材製品カタログ」を作成し、木材の新たな生産技術についての普及啓発や、「三重の木」認証制度等のPRを行い、安心して使える県産材の供給を促進しました。

三重県産材製品カタログ

「三重の木」認証材出荷量

年度	出荷量（㎥）
平成19年度	8,416
平成20年度	8,740
平成21年度	8,668
平成22年度	9,154
平成23年度	9,802
平成24年度	12,596
平成25年度	17,154
平成26年度	17,923
平成27年度	24,924

（4）木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、国の交付金を活用して「三重の木」等認証材を使用した住宅助成制度を実施しました。この事業は１年限りの事業でしたが、新たに44の建築事業者・工務店が「三重の木」認証事業者となりました。

また、木に触れながら木造住宅の魅力を知ることができるイベント等の8件の取組により、「三重の木」認証材等の良さを消費者に広くPRしました。

（5）公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、三重県県産材利用推進本部において、公共建築物等の木造・木質化について取組を強化するとともに、市町による公共建築物等木材利用方針の策定を働きかけた結果、全ての市町で方針が策定されました。

また、県産材を使用した木造公共施設等を掲載した「県産材利用施設事例集」を作成し、市町や私立学校などに配布して利用を働きかけました。

その結果、さいくう平安の杜「復元掘立柱建物　正殿・西脇殿・東脇殿」（明和町）や三重交通Ｇスポーツの杜　伊勢陸上競技場補助競技場（伊勢市）など、県が整備する施設において411ｍ^3、ほくせい保育園（いなべ市）や湯ノ口温泉施設バンガロー（熊野市）など、市町等が整備する施設において2,057ｍ^{3}の県産材が利用されました。

木造公共施設（さいくう平安の杜　正殿：明和町）

木造公共施設（ほくせい保育園：いなべ市）

木造公共施設
（こども発達総合支援センター：松阪市 ）

木造公共施設（湯ノ口温泉バンガロー：熊野市 ）

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で2,100m^{3}の間伐材を使用しました。

公共工事等の利用事例　床固工（松阪市）

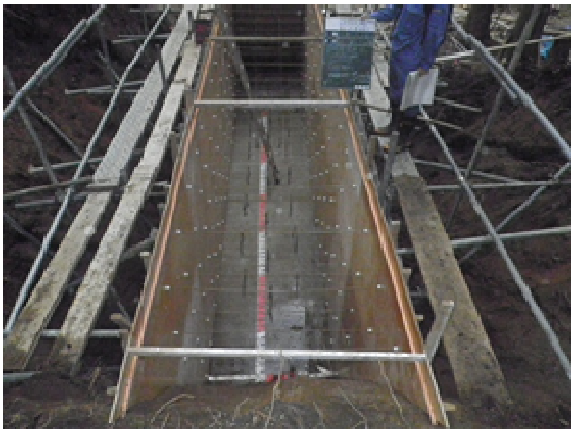

公共工事等の利用事例　型枠（亀山市）

（6）木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

【平成27年度の取組】

平成26年11月より松阪市において「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用した木質バイオマス発電所（未利用間伐材使用量：55,100ｔ/年、送電出力5,800kw）が稼働しています。なお、平成28年度に県内であと2基の発電所が稼働する予定です。

そこで、地域で選出された木質バイオマス推進員の活動や、木質チップ原料を供給する事業者の高性能林業機械の導入等に支援したほか、地理的な不利な地域からの原木の流通経費支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。

また、間伐材などの未利用材等を木質バイオマスへ有効活用するため、市町や森林組合、NPOなどと連携して「木の駅プロジェクト」の取組を推進しました。平成27年度は、県内6地域において「木の駅プロジェクト」の取組が行われています。

「木の駅」での集荷状況　（松阪市）

（7） 新製品･新用途の研究･開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

なお、木造住宅の建築においては、工期の短縮や高機密・高断熱化、プレカット用接合金物の使用など、建築の仕様が大きく変化してきたことに伴い、特に柱や梁等の構造用材に対しては、割れや寸法変化の少ない乾燥材が求められています。

【平成27年度の取組】

林業研究所では、広葉樹材と比較して柔らかな針葉樹材の表面硬さを改善することで、圧縮に対して耐久性のあるフローリング材を開発するため、木材の圧密化処理を行いました。この結果、厚さ方向に約60%全層圧密したヒノキ材については、無処理材と比較して最大2.6倍の硬さ(15.4N)を得ることができました。また、圧密化による耐摩耗性の向上も確認されました。

圧密化処理材の表面硬さ測定試験

スギ中径材を対象に、丸太の段階における含水率の推定方法の検討及び製材後の平角材の含水率との関連性を明らかにするため、丸太の生材密度とヤング率から推定した容積密度数を用いて、丸太の含水率を推定する方法の検証を行いました。その結果、丸太の含水率を精度良く推定できるとともに、丸太の推定含水率から平角に製材した後の含水率も推定できることが分かりました。

さらに、一般的なスギ厚板張り床面の耐力（床倍率）を評価するため、厚板の留め具（釘、ネジ）及び厚板上面に打ち付ける桟木の有無が異なる床面を作製し、面内せん断試験を行いました。その結果、床倍率は、厚板の留め具の違いによる差は見られず、一方で桟木が有る場合は、ない場合に比べ約1.5倍になることが分かりました。

スギ厚板張り床面の面内せん断試験

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成27年度	平成27年度	平成37年度
森林文化･森林環境教育指導者数	638人	650人	800人
同活動回数	2,045回	2，000回	3,000回

※数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

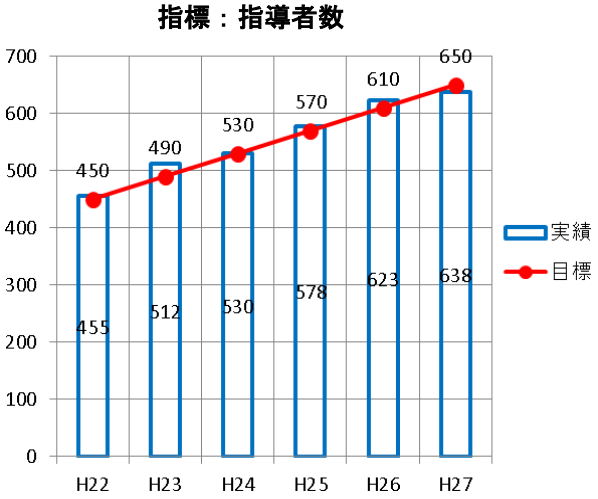

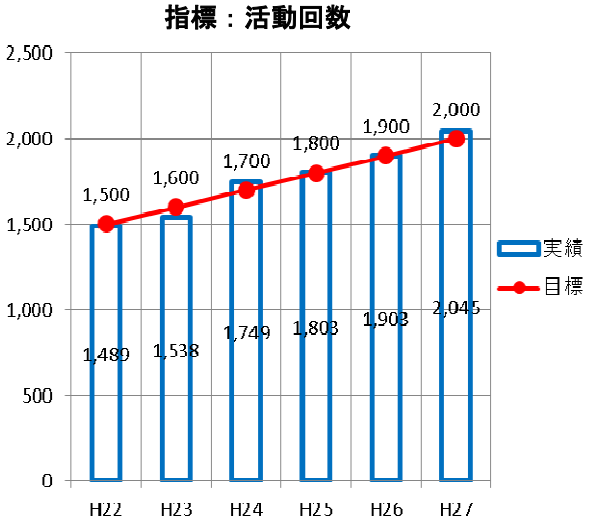

【平成27年度評価】

平成27年度は、森林環境教育指導者や森づくり活動者などを対象とした、レベルに応じた段階的な研修会の開催等を行った結果、森林文化・森林環境教育の指導者数は、638人となり、目標650人を若干下回りました。しかし、上野森林公園や三重県民の森での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、また、新たに未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組など、様々な取組を行った結果、同活動回数は2,045回となり、目標2,000回を上回りました。

平成28年度は、森林環境教育・木育、森づくり活動を県内全域に拡大するため、指導者の養成を行うとともに、森林環境教育・木育、森づくり活動の総合窓口として、三重県林業研究所内に「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、学校等からの森林環境教育や木育にかかる各種相談対応、活動のコーディネート、三重県環境学習情報センターをはじめとする関係機関とのネットワークの構築等を行うこととしています。また、森林環境教育や木育、森づくり活動を効果的に広めるため、基本計画となるマスタープランを策定し段階的、継続的な教育手法を確立します。

1　森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

（1）新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、“三重の森林”をテーマとし、未就学児から高校生までを対象とした「みえの森フォトコンテスト」をみえ森と緑の県民税を活用して実施したところ、141作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。

中学生以上の部　最優秀賞

小学生以下の部　最優秀賞

（2）森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通した連携交流を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、海・山連携植樹事業として三重県漁業協同組合連合会が中勢森林組合の協力を得て、漁業関係者やボランティア団体参加のもと、ヤマザクラ25本を植樹しました。

ヤマザクラの苗木の植栽状況

三重県漁業協同組合連合会による苗木の植栽状況

（3）里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

【平成27年度の取組】

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成27年度は、「みんなで自然を守る活動認証制度」における新たな認証はありませんでしたが、「里地里山保全活動計画認定制度」における活動計画の認定は1団体あり、これまでに認定された10団体に対し、保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

平成27年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は38団体となっています。

また、里山林の保全管理や資源利用する活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」では、32の活動団体により、約57haの森林整備や竹林整備、98回の森林体験学習等が実施されました。

（4） 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、公益社団公人 三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ伊勢市市営駐車場のサザンカや亀山市正法寺山荘跡の桜など12市町（15箇所）での学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

樹木の健康診断（正法寺山荘跡の桜：亀山市）

【みんなで自然を守る認証団体・里地里山保全活動計画認定団体数の推移】

区分	H15～21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	計
認証数	5	2	0	0	0	0	0	7
認定数	32	3	0	1	1	0	1	38

２　森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

（1）森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林･林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

【平成27年度の取組】

県政だよりや新聞などにより啓発を行うとともに、ホームページやFacebookページ「みんなで支える三重の森林づくり」により森林・自然、木に関する情報提供を行っています。また、年6回のニュースレター「みんなで支える森林づくりニュース」や「みえの森メールマガジン」の発行を行いました。

（2）森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

【平成27年度の取組】

三重県民の森及び上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、平成27年度は、三重県民の森で124回、上野森林公園で36回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。

ツリークライミング　（三重県民の森）

新緑ハイキングで自然観察　（三重県民の森）

野鳥観察会（三重県民の森

夜の昆虫観察会（三重県民の森）

水生昆虫の観察（上野森林公園）

樹木の見分け方（上野森林公園 ）

竹の滑り台づくり（上野森林公園）

ミニクリスマスツリーづくり（上野森林公園）

（3）森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度では、「森を育む人づくり推進事業」において、小学校5年生を対象とした森林環境教育副読本「三重の森林とわたしたちのくらし」を作成し、県内の小学校へ配布を行いました。また、学校における森林環境教育・木育の取組をまとめた事例集の作成を行いました。

森林環境教育の指導者を育成する取組として、講座を14回開催し、また、県内の小学校における森林環境教育の活動支援を9校で行いました。

指導者育成講座（森林環境教育基礎研修 ）

指導者育成講座（森のせんせいスキルアップ研修）

区分	内容・実施校	
指導者育成講座	森林環境教育基礎研修	計11回（知識編1回、技術編1回、実践編8回、木育編1回）
	森のせんせいスキルアップ研修	計3回
森林環境教育の活動支援 9校	いなべ市立大安中学校（いなべ市）	
	津市立美里中学校（津市）	
	津市立一身田中学校（津市）	
	津市立栗真小学校・一身田中学校国児分校（津市）	
	津市立北立誠小学校（津市）	
	津市立南立誠小学校（津市）	
	津市立櫛形小学校（津市）	
	名張市立薦原小学校（名張市）	
	県立伊勢まなび高等学校（伊勢市）	

森林環境教育の活動支援（津市立北立誠小学校）

森林環境教育の活動支援（伊勢まなび高等学校）

森林環境教育の活動支援
（津市立栗真小学校・一身田中学校国児分校）

森林環境教育の活動支援（津市立櫛形小学校）

森林環境教育の活動支援（津市美里中学校）

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成27年度	平成27年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	38，778人	30,000人	40,000人

＊数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

【平成27年度評価】

平成27年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会等の関係団体や企業等と連携して南伊勢町において県民参加の植樹祭を開催したほか、上野森林公園や三重県民の森での自然観察会等の開催、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は38,778人となり目標30,000人を上回りました。

「企業の森」においては、新たに2件の協定を締結して森林保全活動を進めるなど「企業の森」は着実に増加していますが、企業が希望する活動地の確保が難しくなってきています。

指標：森林づくりへの参加者数

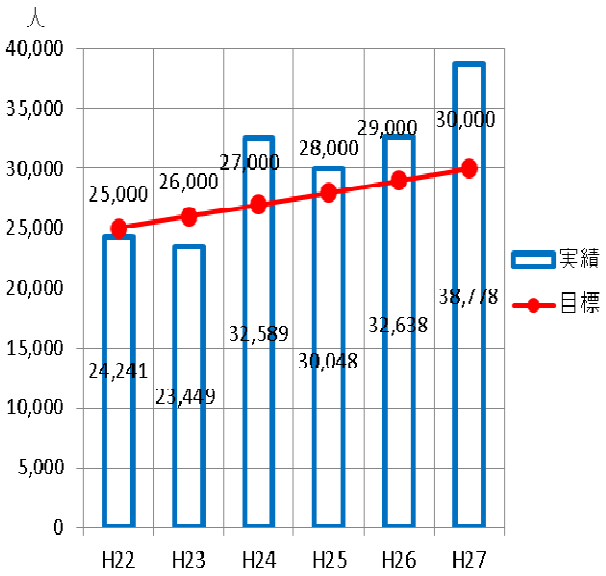

こうした取り組みをさらに進めていくため、ホームページやFacebook、「みんなで支える森林づくりニュース」等のさまざまなツールを活用しての情報発信や、イベント等での啓発活動を行う必要があります。

平成28年度は、森林づくりへの県民参画を進めるため、森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催や県民参加の植樹祭を市町、関係団体等が連携して開催します。また、森林づくりに取り組みたいと考える企業等への必要な情報提供・技術支援や森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。これらの取組に加え、新たに「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、学校や地域での活動を支援することで、森林づくりへの県民参画を推進していきます。

1 県民、ＮＰＯ、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、ＮＰＯ、企業などの活動を促進します。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、新たに2箇所で「企業の森」協定が締結され、企業による森林整備を進めています。また、森林ボランティアを目指す人の森林作業についての基礎的な知識と技術の習得を図るため、森づくり活動初心者研修を開催しました。

さらに、森林整備の適正な技術の習得を目的とした、刈り払い機やチェンソー作業安全衛生教育など森づくり必要なスキルアップ研修を開催しました。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として策定した「みえ生物多様性推進プラン」を県民の皆様からの声をもとに改訂しました。

改訂にあたっては、生物多様性における地域固有の特色や課題をふまえて、「人間の社会活動と自然が調和する地域づくり」を進めていくため、県の取組方向や目標を設定しました。

「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ㈱三重工場(多気町)、㈱百五銀行(津市)、トヨタ車体㈱(いなべ市)、プリマハム㈱(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、㈱損保ジャパン(津市)、ネッツトヨタ三重㈱(松阪市)、シャープ㈱亀山工場ほか(亀山市)、㈱LIXIL(伊賀市)	11.5
平成20年度	㈱百五銀行(津市)、三重中央開発㈱(伊賀市)、北越紀州製紙㈱(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、エレコム㈱(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業㈱冷熱事業本部(紀北町)、城南建設㈱、(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力＆NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、東海ゴム工業㈱(松阪市)、清水建設㈱(松阪市)、NTN㈱桑名製作所(桑名市)、津商工会議所(津市)、㈱百五銀行(津市)、横浜ゴム㈱三重工場㈱(大紀町)、NTT西日本三重支店(津市)	51.6
平成23年度	㈱第三銀行(松阪市)、エレコム㈱(志摩市)	13.3
平成24年度	㈱東芝(四日市市)、テイ・エス・テック㈱鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体㈱(いなべ市)、㈱百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
平成26年度	味の素ゼネラルフーヅ㈱(亀山市)、東洋ゴム工業㈱桑名工場(東員町)、(一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、㈱エイチワン(亀山市)紀州製紙㈱紀州工場(紀宝町)	11.2
平成27年度	楽天㈱(菰野町)、JAバンク三重(大台町)	3.3
計	41箇所	177.3

（3）身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、公益社団法人 三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を行いました。

また、公益財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、菰野町など県内5箇所に桜苗木を計465本配布しました。

緑の募金活動（津市：イオンタウン津城山）

2　森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

（1）三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、ＮＰＯや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

【平成27年度の取組】

平成27年度は、10月24日（土）に県営鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）で「みえ森林フェスタ＆まるごと自然体験フェスティバル」（来場者：約3,000人）を開催し、多くの方に楽しみながら森林や自然に対する理解や関心を高めてもらいました。また、県内7地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の学校」を開催しました。

もりづくり月間の取組

区分	開催場所	イベント内容等
みえ森林フェスタ&まるごと自然体験フェスティバル	県営鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）	クラフト体験・森ツアー・森のクイズ大会等
森の学校（四日市）	三重県環境学習情報センター（四日市市）	葉っぱのしおり作り、様々なタネを顕微鏡で観察体験
森の学校（津）	津フェニックス通り（津市）	間伐材でお箸づくり、積み木遊び
森の学校（松阪）	松阪農業公園ベルファーム（松阪市）	自然観察会、森の美術館、組子づくり
森の学校（伊勢）	瀧原宮前駐車場周辺（大紀町）	木・竹の端材や自然素材を使った工作体験
森の学校（伊賀）	上野市駅前広場（伊賀市）	ヒノキのミニツリーづくり、ホットケーキのコースターづくり
森の学校（尾鷲）	尾鷲市体育文化会館（尾鷲市）	尾鷲ヒノキの草木染め
森の学校（熊野）	熊野市紀和B&G海洋センター（熊野市）	熊野の木でつくるストラップづくり

みえ森林フェスタ＆まるごと自然体験フェスティバル

みえ森林フェスタ＆まるごと自然体験フェスティバル

みえ森林フェスタ＆まるごと自然体験フェスティバル

みえ森林フェスタ＆まるごと自然体験フェスティバル
第1回 みえチェンソー技術競技大会

森の学校（四日市市市）でのタネの観察体験

森の学校（津市）での積み木遊び

森の学校（尾鷲市）での尾鷲ヒノキの草木染め

森の学校（伊賀市）でのヒノキのミニツリーづくり

V　主な施策と予算

【基本方針】	【基本施策】	【平成27年度に講じた主な取組と当初予算額】	
森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	**県単森林環境創造事業費** ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	136,169 千円
		森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業費 ・公益的機能の高い森林への再生による野生鳥獣の生息環境の創出	26,125 千円
		造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	341,692 千円
		森林経営計画作成推進事業費 ・林業事業体等による森林経営計画作成に必要な地域活動の促進	13,567 千円
		優良種苗確保事業費 ・森林整備の基礎資材となる優良種苗の安定的な確保の推進	378 千円
		県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	41,326 千円
		治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	1,850,153 千円
		県単治山事業費 ・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進	1,691,889 千円
	森林の区分に応じた森林管理の推進	**地域森林計画編成事業費** ・地域の特性に応じた森林施業の推進目標や森林管理指針の整備	11,150 千円
林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	**森林整備加速化・林業再生基金事業費** **森林整備加速化・林業再生総合対策事業費** ・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進	1,141,000 千円 177,000 千円
		林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	620,037 千円
		林業・木材産業構造改革事業費 ・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施	5,182 千円
		がんばる三重の林業創出事業費 ・集約化や木材流通の改善等による安定供給体制整備の促進	17,256 千円
		森林・林業躍進プロジェクト事業費 ・林業の活性化に向けた川上、川中、川下の一体的な対策を実施	12,437 千円
	担い手の育成及び確保	**林業担い手育成確保対策事業費** ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	4,180 千円
		森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	130,300 千円
		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導の実施	5,955 千円
		林業人材育成・確保事業費 ・高性能林業機械オペレータ、架線集材技術者等主伐のできる人材の育成	16,069 千円
	県産材の利用の促進	**「もっと県産材を使おう」推進事業費** ・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進	7,103 千円
		木質バイオマスエネルギー利用促進事業費 ・未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーに有効活用するための体制を構築	5,217 千円

※予算額には6月補正予算を含む。

森林文化及び森林環境教育の振興

- 森林文化の振興
- 森林環境教育の振興

森を育む人づくりサポート体制整備事業　16,500 千円
・学校や地域で実施する森林環境教育や森づくり活動をサポート

森林づくりへの県民参画の推進

- 県民・NPO・企業等の森林づくり活動の促進支援
- 森林づくりの意識の啓発

みんなでつくる三重の森林事業　2,456 千円
・森づくりに関する情報提供やマッチングなどを行い、さまざまな主体の森林整備や緑化活動への参加を促進

みえ森と緑の県民税基金積立金事業　1,054,026 千円
・平成27年度の「みえ森と緑の県民税」の税収を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立て、税事業の使途を明確化

みえ森と緑の県民税市町交付金事業　395,250 千円
・市町が地域の実情に応じて森林づくりの施策を展開

みえ森と緑の県民税制度運営事業　5,030 千円
・みえ森と緑の県民税導入に伴う県民への普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営、基金事業の実績等の管理等

参考資料

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。

二　森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。

三　県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条　三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条　三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条　三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）
第六条　三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（県の責務）
第七条　県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
2　県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
3　県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

（森林所有者等の責務）
第八条　森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。
2　森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）
第九条　県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第十条　林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
2　木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）
第十一条　知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
2　基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
3　知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
4　知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
5　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
7　第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（森林の整備及び保全）
第十二条　県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（効果的かつ効率的な森林づくり）
第十三条　県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（林業及び木材産業等の健全な発展）
第十四条　県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担い手の育成及び確保）
第十五条　県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）
第十六条　県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2　県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林文化の振興）
第十七条　県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林環境教育の振興）
第十八条　県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民、森林に関する団体等の活動への支援）
第十九条　県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（三重のもりづくり月間）
第二十条　県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。
2　三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。
3　県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（財政上の措置）
第二十一条　県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1

日から施行する。

2　この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3　この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第1　基本計画策定の考え方

1　基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めていますが、これは、「協創」の考え方と合致するものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」（以下「基本計画2012」といいます。）を策定します。

2　基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2　基本方針

1　条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

・基本方針1　森林の多面的機能の発揮
・基本方針2　林業の持続的発展
・基本方針3　森林文化及び森林環境教育の振興
・基本方針4　森林づくりへの県民参画の推進

2　基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1　森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止

等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標】

指標	現状（2004年）	～2015年（H27）	～2025年（H37）
間伐実施面積（累計）	7,249ha	84,000ha	140,000ha

＊目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

＊現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2　林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指標	現状（2004年）	～2015年（H27）	～2025年（H37）
県産材（ｽｷﾞ･ﾋﾉｷ）素材生産量	239千㎥	402千㎥	498千㎥

＊数値は、木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ･ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3　森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指標	現状（2004年）	～2015年（H27）	～2025年（H37）
森林文化･森林環境教育指導者数及び活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

＊数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

＊現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4　森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標】

指標	現状（2004年）	～2015年（H27）	～2025年（H37）
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

＊数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。
＊現状値は、県及び(公社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。
【指標選定の理由】
県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3　基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1　森林の多面的機能の発揮】

1－(1)森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1－(2)森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2　林業の持続的発展】

2－(1)林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2－(2)担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

2－(3)県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通した森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3　森林文化及び森林環境教育の振興】

3－(1)森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－(2)森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4　森林づくりへの県民参画の推進】

4－(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づく

りに参加できる仕組みづくりを進めます。

4－(2)森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4　具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

1　森林の整備及び保全【基本施策1－(1)】

(1)環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2)生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3)県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4)保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

(5)災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6)野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7)森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病害虫について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2　森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1－(2)】

(1)市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2)森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3)森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

3　林業及び木材産業等の振興【基本施策２－（1）】

（1）森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

（2）原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

（3）木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

（4）特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

（5）効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

4　担い手の育成及び確保【基本施策２－（2）】

（1）林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

（2）林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

（3）山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

5　県産材の利用の促進【基本施策２－（3）】

（1）県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

（2）県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにお

ける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

（3）信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

（4）木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

（5）公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

（6）木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

（7）新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

6　森林文化の振興【基本施策３－（1）】

（1）新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

（2）森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通した連携交流を進めます。

（3）里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

（4）森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

7　森林環境教育の振興【基本施策３－（2）】

（1）森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

（2）森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

（3）森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

8　県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4－（1）】

（1）森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

（2）幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

（3）身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

9　森林づくりの意識の啓発【基本施策4－（2）】

（1）三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5　計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1　数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2　年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3　計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅲ　三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系

（基本方針）	（基本施策）	（施　策）
1 森林の多面的機能の発揮	1-(1)　森林の整備及び保全	(1)環境林整備の促進
		(2)生産林整備の促進
		(3)県行造林地の適切な管理の推進
		(4)保安林制度等による森林の保全管理の推進
		(5)災害に強い森林づくりの推進
		(6)野生鳥獣との共生の確保
		(7)森林病虫害対策及び森林災害対策の強化
	1-(2)　森林の区分に応じた森林管理の推進	(1)市町等と連携した森林管理の推進
		(2)森林資源データの整備と情報提供
		(3)森林の公益的機能発揮に向けての研究
2 林業の持続的発展	2-(1)　林業及び木材産業等の振興	(1)森林施業の集約化の促進
		(2)原木の低コスト生産体制整備の促進
		(3)木材の流通・加工・供給体制整備の促進
		(4)特用林産の振興
		(5)効率的な木材生産のための研究
	2-(2)　担い手の育成及び確保	(1)林業の担い手の育成・確保
		(2)林業経営体、林業事業体の育成・強化
		(3)山村地域の生活環境の整備
	2-(3)　県産材の利用の促進	(1)県産材の新たな販路開拓
		(2)県産材利用に関する県民理解の促進
		(3)信頼される県産材の供給の促進
		(4)木造住宅の建設の促進
		(5)公共施設等の木材利用の推進
		(6)木質バイオマスの有効利用の推進
		(7)新製品・新用途の研究・開発の促進
3 森林文化及び森林環境教育の振興	3-(1)　森林文化の振興	(1)新たな森林の価値の活用
		(2)森林を活かした連携交流の促進
		(3)里山の整備及び保全の促進
		(4)森林文化の継承
	3-(2)　森林環境教育の振興	(1)森林の役割に関する県民理解の促進
		(2)森林とのふれあいの場の提供
		(3)森林環境教育の効果的な推進
4　森林づくりへの県民参画の推進	4-(1)　県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	(1)森林づくりへの県民参加の促進
		(2)幅広い県民参画の機会の創出
		(3)身近な緑化活動の推進
	4-(2)　森林づくりの意識の啓発	(1)三重のもりづくり月間の取組

ア 行

NPO
Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

あかね材
スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

一貫作業
伐採に使用した機械を使って、伐採後すぐに地拵え、再造林を連続して行う 作業のこと。苗木の運搬や地拵えを機械を使って行うことができ、作業全体の効率化が図れるとともに、コンテナ苗を使用することで、季節を選ぶことなく年中作業が可能となる。

エリートツリー
精英樹の中の優良なもの同士を掛け合わせて育成し、その中からさらに優れた個体を選抜した第2世代以降の精英樹で、成長など優れた性能を有する樹木のこと。

カ 行

カーボンニュートラル
バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

架線集材
空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

環境林
原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林。

環境負荷
環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

間伐
育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
・搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。
・伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

企業の森
企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

県行造林
森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械
従来のチェンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。
【主な高性能林業機械】
フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。
スキッダ ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。
プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りし

た丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。
フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。
タワーヤーダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。
スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

コンテナ苗

特殊な形のコンテナ容器を使って育てた根鉢（土）付きの苗木のこと。根鉢が付いているため、裸苗と比べて細い根が育ち、根づきが良好で、初期成長が早く、真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

CLT

Cross Laminated Timberの略。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工性の速さや、RC造などと比べ軽量なことも特徴。日本では2013年12月にJAS（日本農林規格）が制定された。JASでの名称は、「直交集成板」。

GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。

一般に、下刈を終了してから、植栽木の

枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

一般社団法人 全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林経営計画制度

平成23 年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5 年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林が持つ機能。

森林の団地化
森林の施業を一体的に行うことを目的に、複数の森林所有者の森林をまとめること。

森林文化
森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

森林文化・森林環境教育指導者
緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア
自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

森林・林業基本法
森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13 年7 月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林・林業再生プラン
今後10 年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21（2009）年12 月に策定。

生産林
公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

生物多様性
遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

施業プランナー
小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

全国森林計画
全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5 年ごとに15 年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

造林
人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

造林未済地
人工林伐採跡地のうち、伐採後3 年以上経過しても更新が完了していないもの。

素材生産
立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

地域森林計画
都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158 計画区）に5 年ごとに10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地球温暖化
温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地

表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

タ行

治山事業
荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林
主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物
林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ行

フォレスター
市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

保安林
水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育
植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

本数調整伐
森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

「三重の木」認証制度
木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

みえ森と緑の県民税
三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入した。税収を活用して
①土砂や流木を出さない森林づくり
②暮らしに身近な森林づくり
③森を育む人づくり
④木の薫る空間づくり
⑤地域の身近な水や緑の環境づくり
の5つの対策に関する事業を実施。

みえ森づくりサポートセンター
森林環境教育、木育、森づくり活動を県内に広げていくための総合窓口として開設。みえ森と緑の県民税を活用して運営を行う。

緑の循環
「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊
次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

木育
子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。

木質バイオマス
森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

森づくり活動
里山などのフィールドにおいて、NPOや任意団体などが歩道作設・修理、地拵え、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、林内清掃などを非営利かつ自発的に行うこと。

ラ 行

林業経営体
林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動
苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業体
他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林業大学校
林業を担う人材の育成を目的として、都道府県の条例に基づき設置される林業者研修教育施設。農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設（農業大学校等）の林業課程として設置されているものもある。

林齢
森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級
林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～ 10 年生をⅡ齢級と数える。

路網
造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。

三重の森林づくり実施状況報告書
（平成27年度版）

平成28年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070